

(仮称)新・松寿荘 / 新・永寿園 福祉複合センター建設運営法人募集に係る質問・回答
平成23年4月22日 箕面市(第2弾)

	質問	回答
1	診療所の併設は可能ですか。	可能ですが、関係機関と十分な協議を行うことが必要です。
2	府の審査基準で職員俸給は常勤換算で一人当たり 330 万以上とありますが、職種や雇用形態(常勤・非常勤・パート)に関係なくということでしょうか。	収支見込みの作成に係る前提条件として設定している「常勤換算で一人当たり 330 万以上」については、職種や雇用形態に関係なく、当該施設に勤務する全ての従業員の平均として確保することになります。
3	障害者の雇用は法人全体で基準を満たしていれば良いのでしょうか。	法人全体で満たしていることが必要です。
4	赤ちゃんの駅の運営に関しての補助はないのですか。	運営に関する補助はありません。
5	貴市長が必要であると認めた(=事業コンペ選定者提案)民設民営部分全体(「民間養護老人ホーム」及び「特別提案に該当する施設」の建物)に対する固定資産税は、運営主体が社会福祉法人であれば有料で使用する部分を含んでいても、非課税扱いであると考える良いのでしょうか。	地方税法第348条で固定資産税の非課税の範囲を定めています。(養護老人ホームは同条第2項第10号の3に該当します。特別提案される施設・事業については、それぞれの内容に応じ、判断してください。)
6	募集要項P.10に選定基準が記載されていますが、～の選定基準ごとの配点及び評価の方法についてご教示下さい。	本市の「指定管理者の運用にかかる指針」に準じて配点・評価を行います。(～それぞれ3分の1ずつの配点となり、提出書類の審査と選定委員会でのプレゼンテーション・ヒアリングに基づき採点します。) (http://www.city.minoh.lg.jp/business/nyuusatsu/shiteikanri/index.html)